

## 1 社会情勢の変化

### (1) 少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本県の総人口は、平成17年の国勢調査を機に減少に転じたところであり、国（国立社会保障・人口問題研究所）の推計によれば、今後も人口減少は進行すると予測されています。

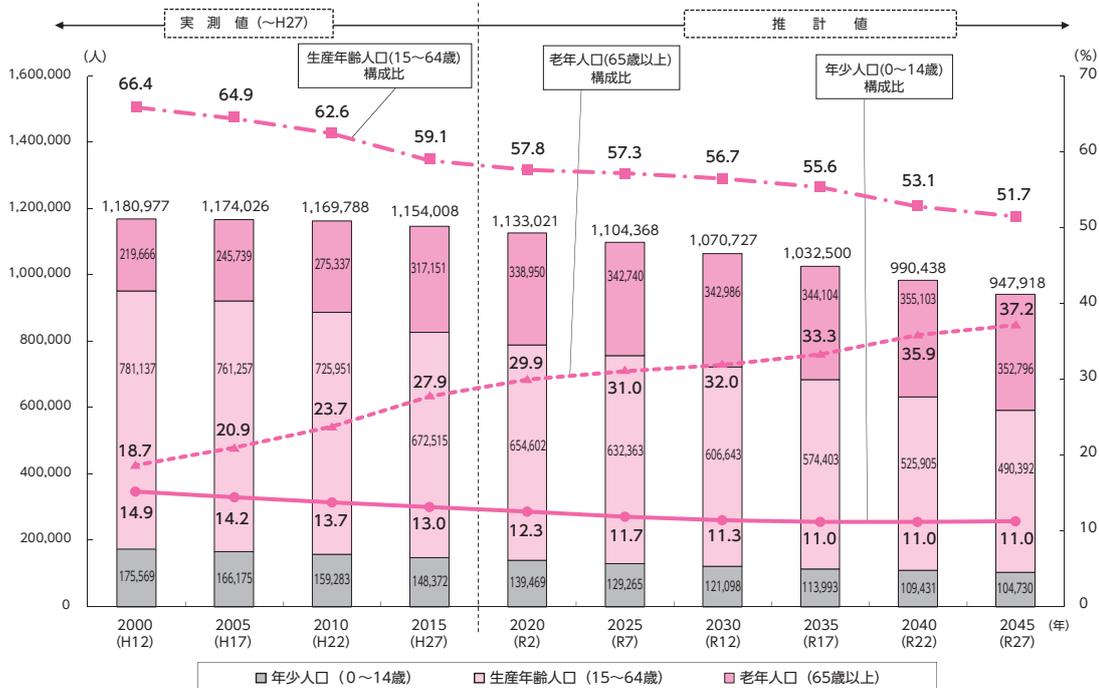
人口全体に占める年齢区分別人口の推移及び将来推計（図表1）をみると、年少人口（0～14歳）構成比は年々減少する一方、老年人口（65歳以上）構成比は増加し、令和7年には高齢者が3割を超えると推計されています。また、「働く年齢」の中核である生産年齢人口（15～64歳）の構成比は、平成27年には5割台にまで減少し、今後も減少傾向が続くことが予測されています。

このまま人口減少が続くと、産業を支える働き手の不足や、国内市場の縮小による産業の衰退、地域の活力低下など、県民生活にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。

こうした状況を踏まえ、県では、令和2年3月に「いしかわ創生人口ビジョン」を改訂し、本県の総人口が国の推計では2060年に現在の3割減の81万8千人となることを2割減にとどめ、94万1千人とすることを目指すとともに、この目標を実現するため、「第2期いしかわ創生総合戦略」を策定し、社会減と自然減の両面への対策を進めることとしています。

少子高齢化の進行と労働力人口の減少の中、持続的な成長を実現し、地域の活力を維持していくためには、若者、高齢者など多様な年齢層の社会参画が必要です。また、労働市場における人口構造変化の影響を緩和するためには、女性の就業・活躍を進め、その能力を十分に発揮できる環境をこれまで以上に整備する必要があります。

図表1 年齢区分別人口の推移及び将来推計（石川県）



※総数には年齢不詳を含むため、年少人口・生産年齢人口・老年人口の合計とは一致しない

※それぞれの構成比は、分母から年齢不詳を除いて算出

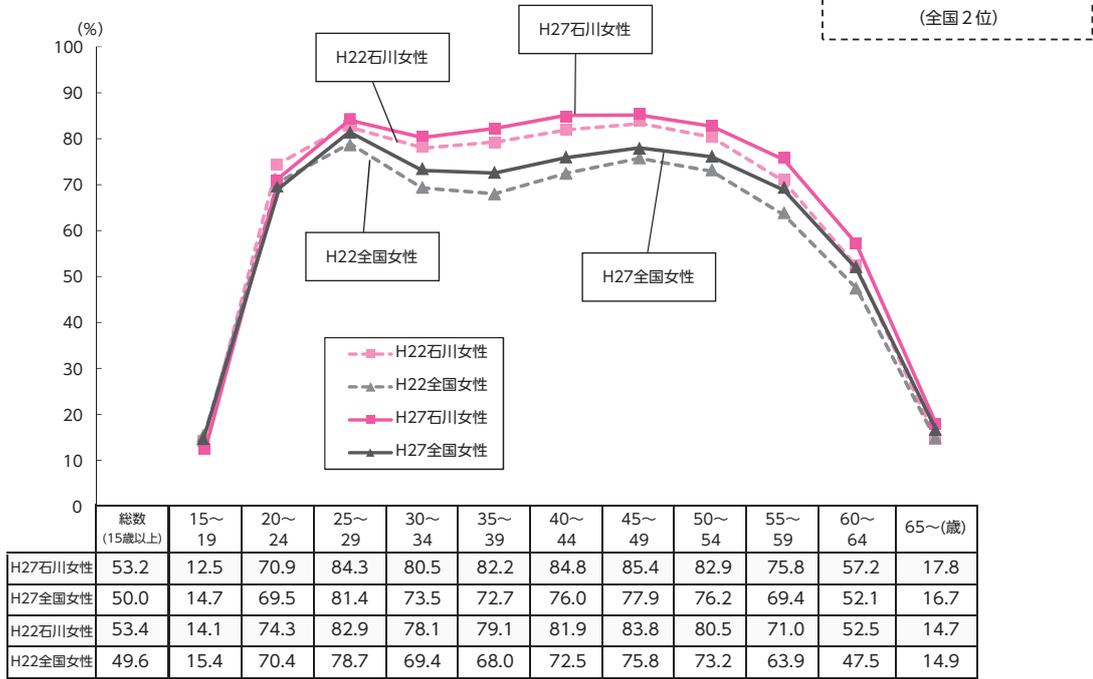
【国勢調査】（総務省統計局）

【日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）】（国立社会保障・人口問題研究所）

## (2) 女性の就業率の向上

本県では、保育サービスの充実等子育て支援や再就職を希望する女性への就業支援を進めており、女性の就業率は平成27年国勢調査で全国2位となっています。

図表2 年齢階級別労働力率（石川県・全国）



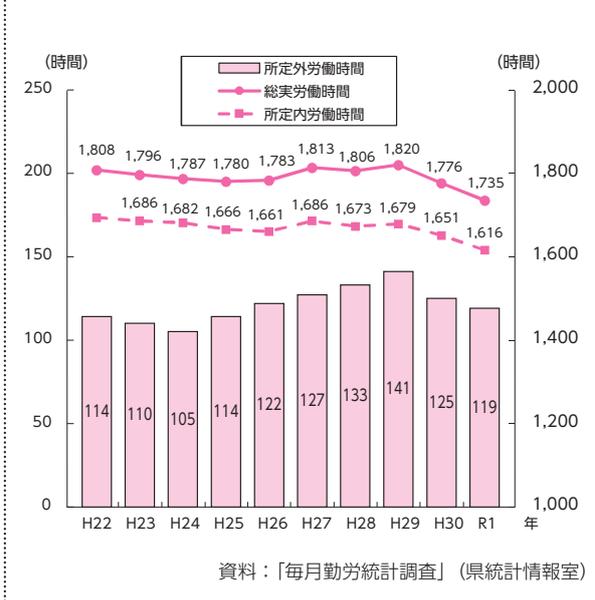
※ 「労働力率」：15歳以上に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合  
「就業率」：15歳以上人口に占める就業者の割合

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

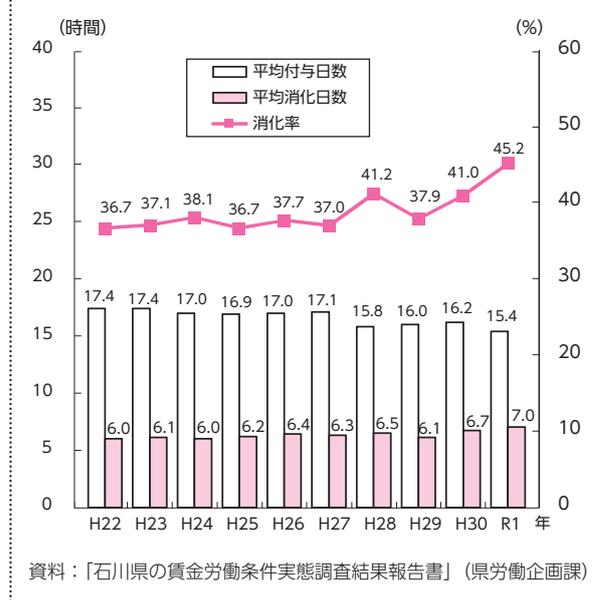
## (3) 雇用環境の変化

本県の所定外労働時間や年次有給休暇の状況は、平成26年から令和元年までの推移に大きな変化は見られませんが、平成31年4月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革関連法」という。）による、時間外労働の上限規制や年次有給休暇を取得させる義務が順次施行されており、これに基づく取組が進められています。

図表3 年間労働時間の推移（石川県）

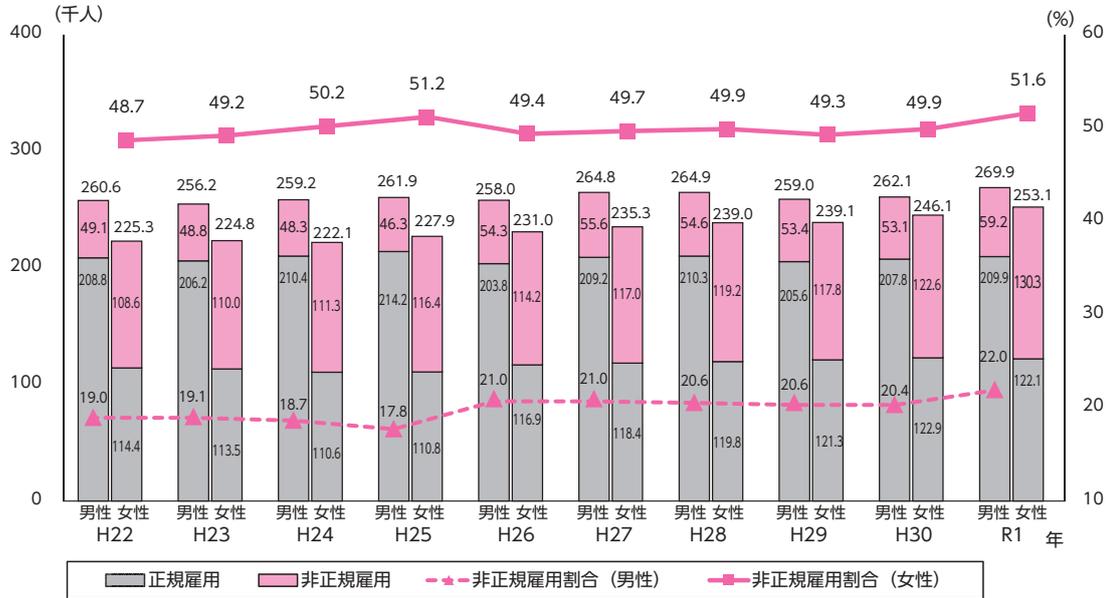


図表4 年次有給休暇の状況（石川県）



また、本県の女性の雇用者数は平成26年の23万1千人から令和元年の25万3千人と約2万2千人増加しているものの、非正規雇用者（パート・アルバイト、派遣社員、契約社員等）が約半数を占める状況が依然として続いています。非正規雇用は、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が乏しいなどの問題が指摘されており、雇用等の均等な機会と待遇の確保の一層の徹底が必要です。

図表5 雇用形態別雇用者数（石川県）



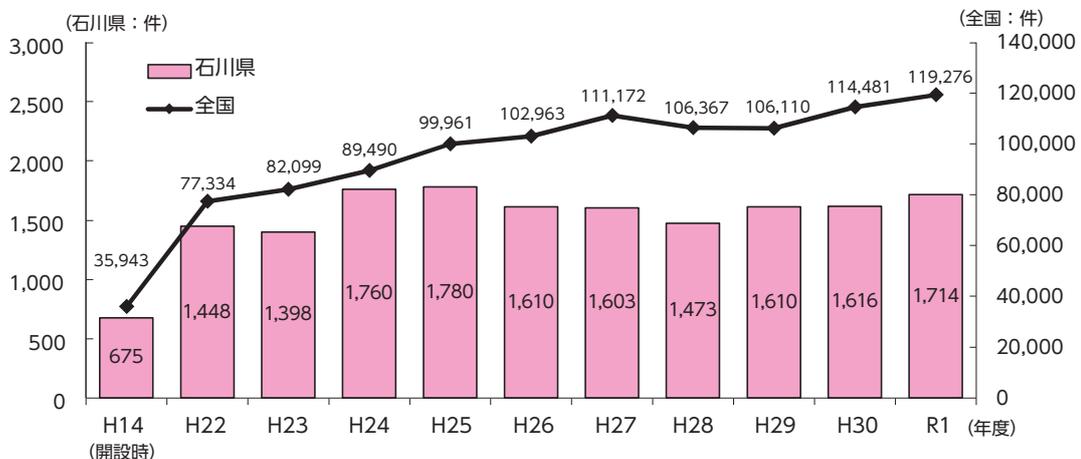
(注) 統計表の数値は総数に分類不能・不詳の数を含むため総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。

資料：「石川県労働力調査」(県統計情報室)

#### (4) 女性等に対する暴力根絶の取組の必要性の高まり

配偶者等からの暴力防止の取組については、法制度の整備や啓発等が進められて社会的な認知が進んだことにより、令和元年度の相談件数は平成14年度と比較して約2.5倍となり、取組の必要性が一層高まっています。

図表6 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数の推移（石川県・全国）

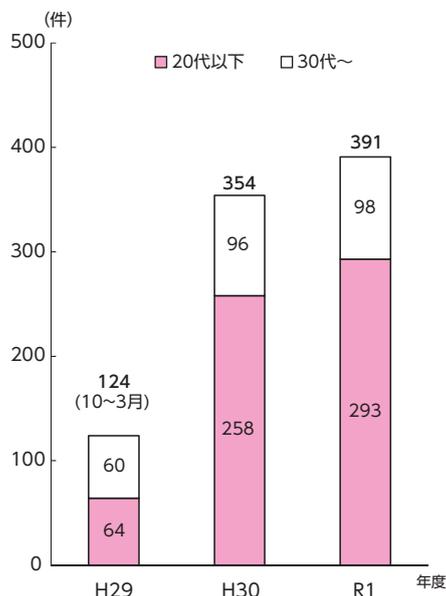


\*金沢市配偶者暴力相談支援センター（H22設置）を含む

資料：県（男女共同参画課調べ）  
全国（内閣府調べ）

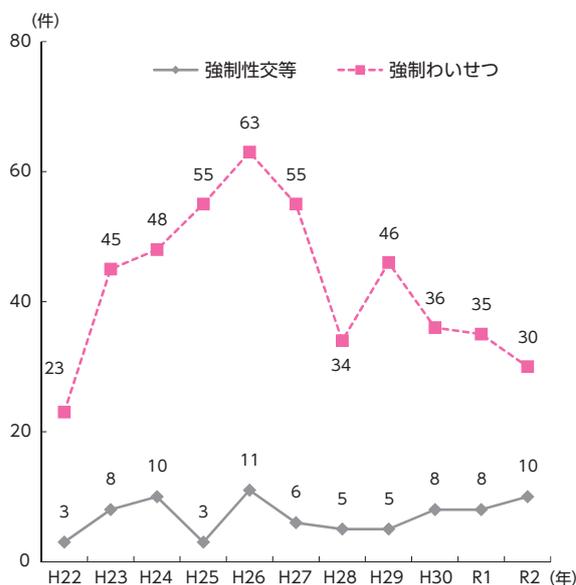
また、性犯罪・性暴力対策の取組では、平成29年10月に「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を開設し、性暴力被害者の支援をワンストップで行っています。令和元年度の相談件数391件のうち約7割が20代以下の若年層からの相談となっており、性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないための教育・啓発の強化が求められます。

図表7 パープルサポートいしかわへの相談件数の推移



資料：県男女共同参画課

図表8 性犯罪認知件数の推移（石川県）



資料：県警察本部調べ

## (5) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響をもたらしており、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスによる配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加・深刻化が懸念されるほか、特に女性の雇用・所得への影響や子育て・介護等の負担増加が懸念されています。

一方、これを契機として、仕事ではオンライン活用が急拡大したことで、男女ともに働く場所や時間の柔軟化が考えられるとともに、在宅での働き方の普及により男性の家事・育児等への参画の進展が期待されるなど、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けた男女共同参画推進の取組が必要となっています。

### (1) 世界の動き

#### ○平成17年（2005年） 国連「北京+10」閣僚級会合

第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」がニューヨークで開催され、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める内容の宣言を採択

#### ○平成22年（2010年） 国連「北京+15」記念会合

第54回国連婦人の地位委員会、通称「北京+15」が、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価を主要テーマにニューヨークで開催

#### ○平成23年（2011年） UN Women 正式発足

ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が発足

#### ○平成27年（2015年） 国連「北京+20」記念会合

第59回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」が、1995年に開催された第4回世界女性会議（北京会議）から20年目に当たることを記念し、ニューヨークで開催

#### ○平成27年（2015年） 国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択

国連持続開発可能なサミットがニューヨークで開催され、「誰一人取り残さない」社会の実現のため、「ジェンダー平等の実現」など17の「持続可能な開発目標（SDGs）」を含むアジェンダを採択

#### ○令和2年（2020年） 国連「北京+25」記念会合

第64回国連女性の地位委員会、通称「北京+25」がニューヨークで開催され、「第4回世界女性会議から25周年を迎えるに当たっての政治宣言」等を採択

### (2) 国の動き

#### ○平成11年（1999年） 「男女共同参画社会基本法」の制定

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため制定

#### ○平成12年（2000年） 「男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画である「男女共同参画基本計画」を策定

#### ○平成13年（2001年） 「男女共同参画会議」の設置

新たに設置された内閣府に、男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査審議を行う「男女共同参画会議」を設置。また、内部部局として「男女共同参画局」を設置

#### ○平成13年（2001年） 「配偶者暴力防止法」の制定

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講じ、人権の擁護と男女平等の実現を図るため制定。平成16年（2004年）に一部改正、平成19年（2007年）に市町村における基本計画の策定等を盛り込み改正。平成25年（2013年）に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて適用対象とする改正。令和元年（2019年）には、児童相談所と相互に連携・協力する等を盛り込み改正

### ○平成13年（2001年） 「育児・介護休業法」の改正

正式名称は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年制定）。平成13年（2001年）には勤務時間短縮等の対象となる子の年齢の引き上げ等を盛り込み改正。平成16年（2004年）に一部改正。平成21年（2009年）に男性の育児休業取得促進策の導入等を盛り込み改正。平成28年（2016年）及び平成29年（2017年）に育児休業の対象となる子の範囲の拡大等を盛り込み改正。さらに令和2年（2020年）には、育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

### ○平成15年（2003年） 「次世代育成支援対策推進法」の制定

一定規模以上の事業主に労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための行動計画策定を義務づける「次世代育成支援対策推進法」を制定。平成20年（2008年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

### ○平成17年（2005年） 「男女共同参画基本計画（第2次）」の策定

基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定

### ○平成18年（2006年） 「男女雇用機会均等法」の改正

正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和47年制定）。平成18年（2006年）に間接差別の禁止等を盛り込み改正。平成28年（2016年）に、妊娠・出産等に関するハラスメント防止の措置義務等を盛り込み改正。さらに、令和2年（2020年）には、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメントの防止対策の強化等を盛り込み改正

### ○平成22年（2010年） 「第3次男女共同参画基本計画」の策定

「男女共同参画社会基本法」施行後10年間の反省を踏まえ「第3次男女共同参画基本計画」を策定

### ○平成27年（2015年） 「女性活躍推進法」の制定

一定規模以上の事業主に女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を義務付ける法律を制定。令和元年（2019年）には、計画策定・届出が義務となる企業の拡大等を盛り込み改正

### ○平成27年（2015年） 「第4次男女共同参画基本計画」の策定

第3次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第4次男女共同参画基本計画」を策定

### ○平成30年（2018年） 「政治分野における男女共同参画推進法」の制定

正式名称は、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」。衆議院・参議院および地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則として法律を制定

### ○令和2年（2020年） 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から令和4年度までを「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」として、取組を抜本的に強化することとし、その取組方針を関係府省会議で決定

### ○令和2年（2020年） 「第5次男女共同参画基本計画」の策定

第4次基本計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する内外の状況変化を考慮した「第5次男女共同参画基本計画」を策定

## (3) 石川県の動き

### ○平成13年（2001年） 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、本県の男女共同参画社会形成促進に関する施策についての基本的な計画である「いしかわ男女共同参画プラン2001」を策定

○平成13年（2001年） 「石川県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会の実現のために男女共同参画の基本理念や県、県民、事業者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めた「石川県男女共同参画推進条例」を制定

○平成15年（2003年） 「男女共同参画課」の設置

「男女共同参画社会基本法」の施行により、それまでの取組をさらに強化するため平成12年（2000年）に設置した「男女共同参画推進室」を、平成15年（2003年）に「男女共同参画課」として改編

○平成17年（2005年） 「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」策定

配偶者暴力防止対策を推進するため「配偶者暴力防止及び被害者保護に関する基本計画」を策定。平成28年（2016年）には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について配偶者暴力防止法の適用対象とされたことに伴い「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」として改定

○平成19年（2007年） 「いしかわ男女共同参画プラン2001」の改定

国の「第2次男女共同参画基本計画」の策定や、「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い「いしかわ男女共同参画プラン」として改定

○平成19年（2007年） 「いしかわ子ども総合条例」の制定

次代を担う子どもの育成を県民挙げて社会全体で支援していくための拠り所となるものとして制定。この条例の中で、本県独自に一般事業主行動計画の策定対象企業を拡大

○平成23年（2011年） 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の策定

「いしかわ男女共同参画プラン」の計画期間満了及びプラン改定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定

○平成28年（2016年） 「いしかわ男女共同参画プラン2011」の改定

「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定後の社会情勢の変化、県民意識の変化に伴い、「いしかわ男女共同参画プラン2011」を改定

### 3 これまでの取組の評価

本県では、平成13年に「石川県男女共同参画推進条例」を制定し、「いしかわ男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成23年3月に「いしかわ男女共同参画プラン2011」を策定し、平成28年3月には、社会情勢等の変化を踏まえた改定を行い、5つの基本目標に基づいて総合的に施策を推進してきました。

#### 「いしかわ男女共同参画プラン2011改定版」基本目標

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- II 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大
- III 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現
- IV 女性の人権が推進・擁護される社会の形成
- V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

その結果、平成22年度に全国で初めて、すべての市町において地域における男女共同参画の枠組みとなる男女共同参画計画や条例が整備されたほか、平成22年と27年の国勢調査において女性就業率が全国トップクラス（22年：全国1位、27年：全国2位）となっています。また、県の審議会等における女性委員の登用促進をはじめとする、方針の立案・決定過程への女性の参画を拡大する取組や、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進、企業における男女共同参画の自主的な取組の推進など、男女共同参画に関するさまざまな取組を拡大・深化させてきました。

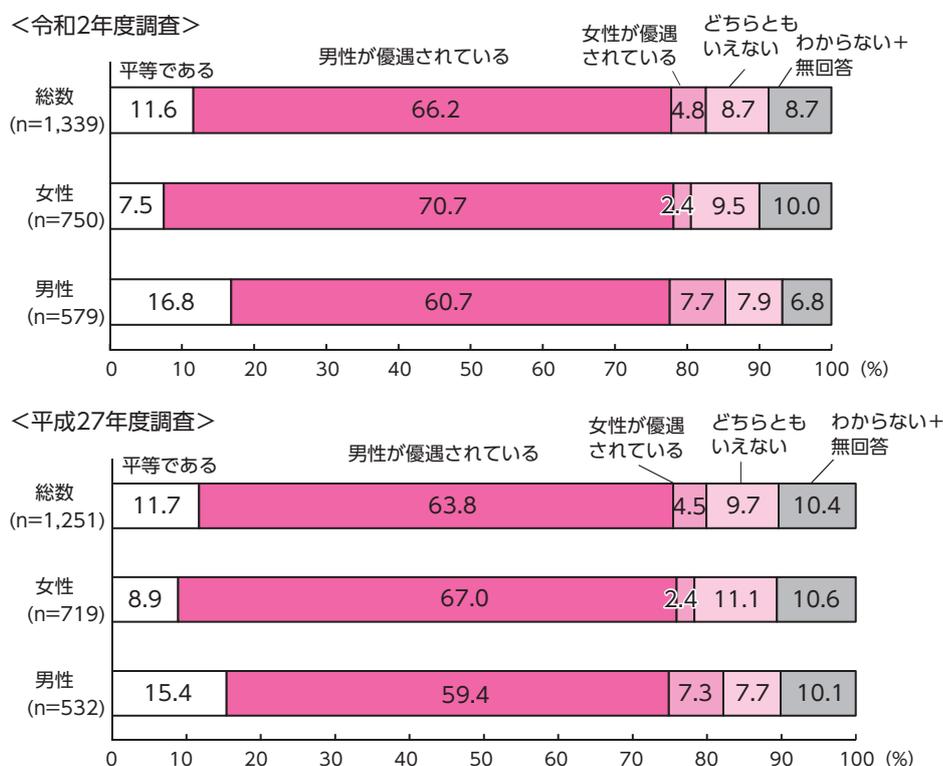
しかし、方針の立案・決定過程への女性の参画は十分とはいえないほか、長時間労働等により仕事と家庭・地域生活の両立が難しいこと、根絶には至っていない女性等に対する暴力など、さまざまな課題が残っており、また、少子高齢化を背景に労働力人口が減少する中、女性がさらに社会に進出し、その能力を十分に発揮できる環境整備が引き続き必要となっています。

## (1) 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革

### ① 男女の地位の平等感

男女の地位の平等について、「男女共同参画に関する県民意識調査<sup>(\*)</sup>」における「社会全体」での平等感は、「平等である」と感じている人は女性より男性の方が多く、性別による違いがみられ、令和2年度は平成27年度調査より男女間の差が大きくなっています。

図表9 「男女の地位の平等について（社会全体では）」経年比較



※「男性が優遇されている」は、調査票選択肢の「男性が優遇されている」と「どちらかといえば男性が優遇されている」を合計したものの。  
「女性が優遇されている」は、調査票選択肢の「女性が優遇されている」と「どちらかといえば女性が優遇されている」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

### ② 男女共同参画に関する用語の周知状況

「男女共同参画社会」という言葉の周知度は、「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、令和2年度は平成27年度調査に比べて、5.9ポイント増加しています。

図表10 「男女共同参画社会」の周知度

	R2	H27	R2-H27
「男女共同参画社会」の周知度	70.4	64.5	5.9

(%)

全国の周知度：64.3%  
(「見たり聞いたりしたことがある」と回答)  
(男女共同参画社会に関する世論調査R1 内閣府)

※調査票選択肢の「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことはあるが内容までは知らない」を合計したものの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

#### \*1 男女共同参画に関する県民意識調査（令和2年度実施分）の留意点

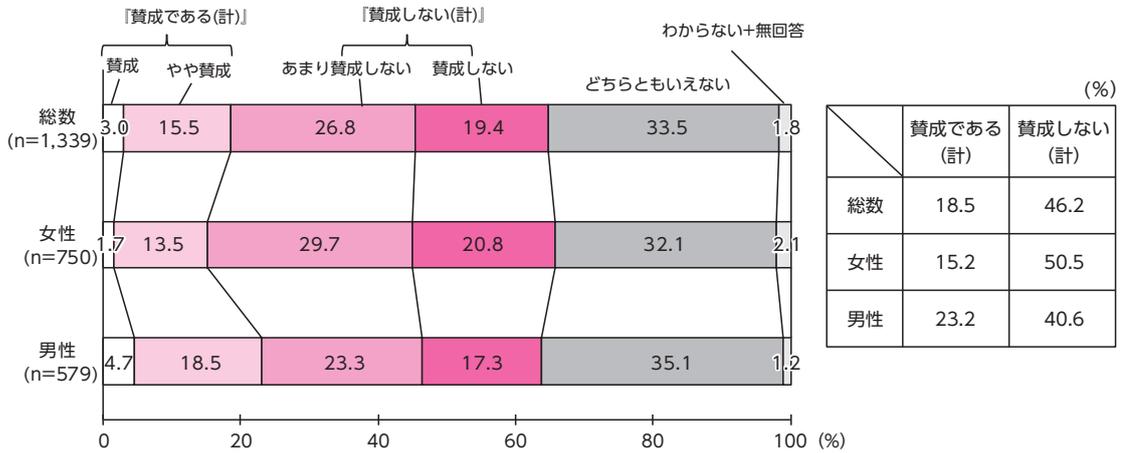
性別の区分については、「どちらともいえないまたは答えたくない」を選択した回答者がいるため、回答者数の「総数」と「女性・男性の合計」は合致しない。

③ 固定的な性別役割分担意識 (\*2)

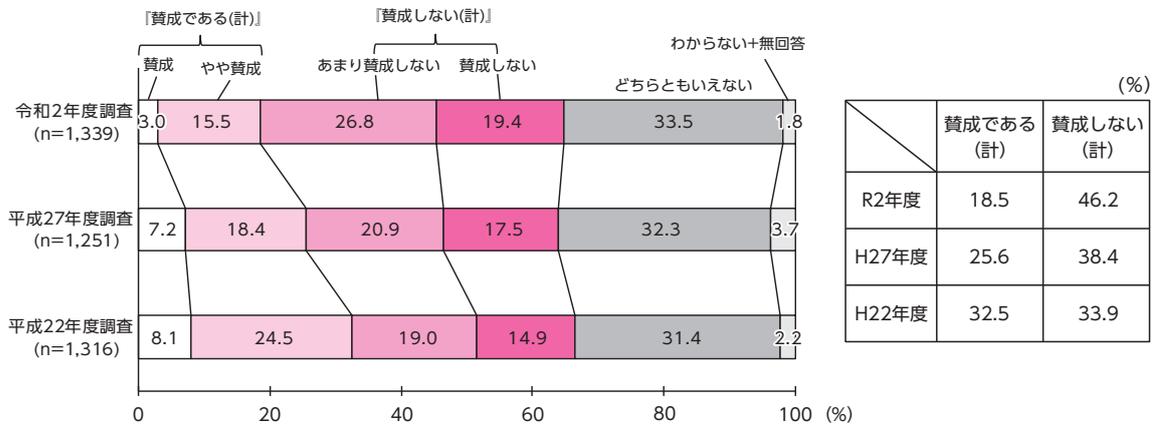
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「男女共同参画に関する県民意識調査」では、令和2年度は平成27年度調査に引き続き、『賛成である(計)』が『賛成しない(計)』を下回り、『賛成である(計)』は前回より7.1ポイントの減少、『賛成しない(計)』は7.8ポイントの増加となり、固定的な性別役割分担意識の改善傾向がみられます。

図表11 「男は仕事、女は家庭」の考え方について

<令和2年度調査>



<経年比較>



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

\*2 固定的な性別役割分担意識

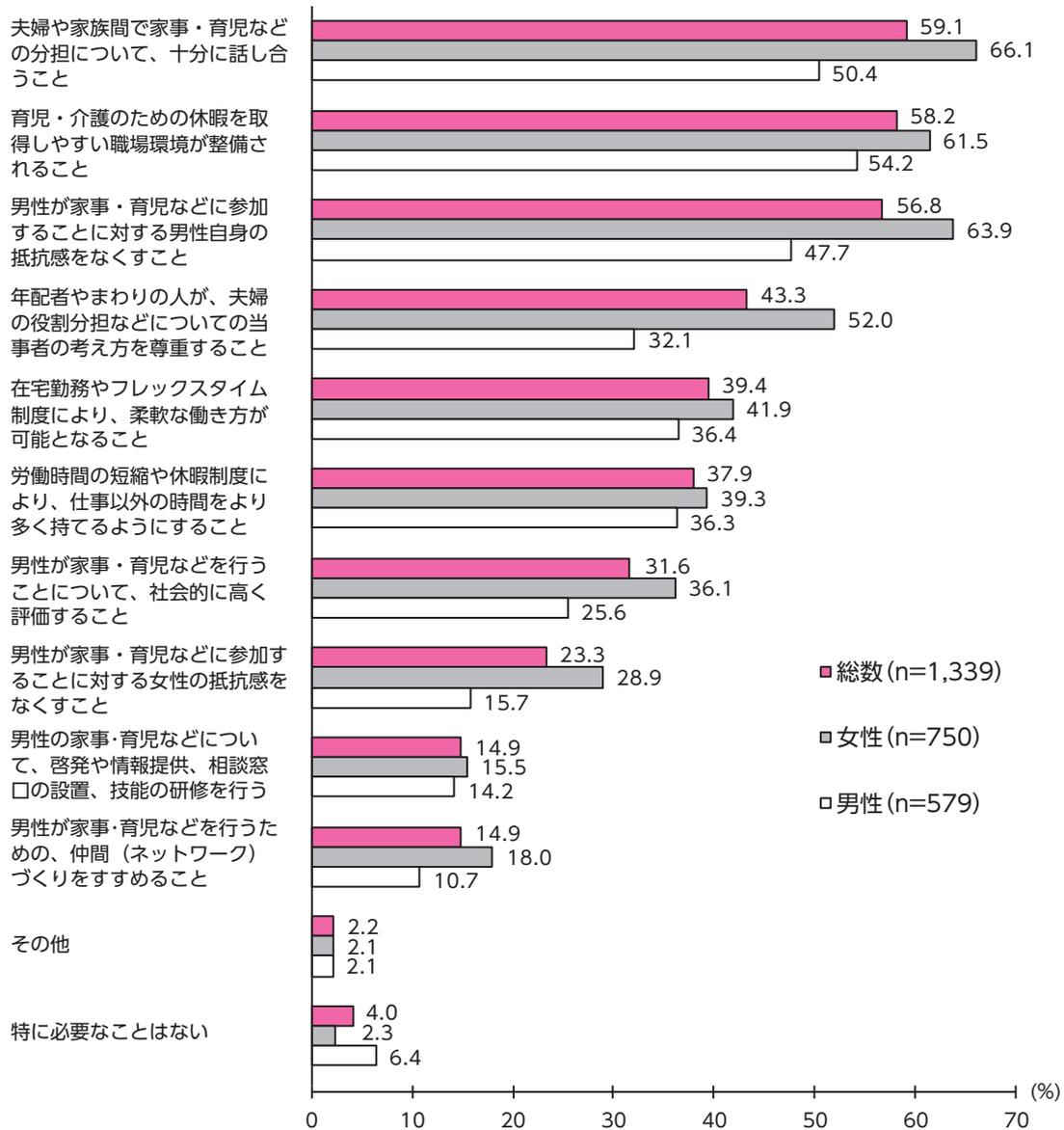
男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

#### ④男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

「男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと」について、「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、「夫婦や家族間で家事・育児などの分担について、十分に話し合うこと」（59.1%）が最も多く、「育児・介護のための休暇を取得しやすい職場環境が整備されること」（58.2%）「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」（56.8%）が続きます。

また、男女の差が大きい項目が多く、男女間の認識の違いがみられます。

図表12 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと



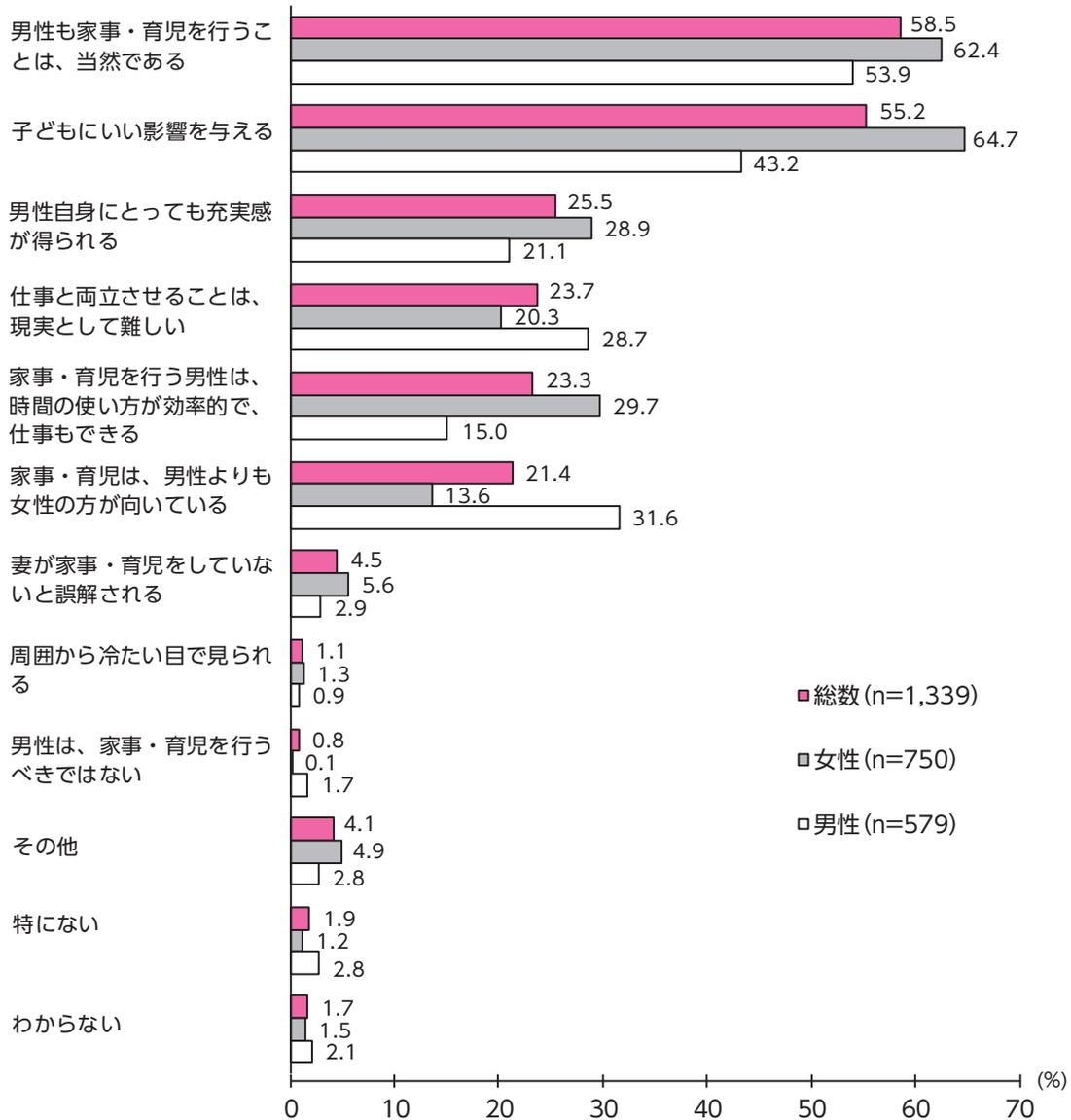
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

⑤男性が家事・育児を行うことのイメージ

「男性が家事・育児を行うことのイメージ」について、「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)では、「男性も家事・育児を行うことは、当然である」(58.5%)「子どもにいい影響を与える」(55.2%)といった肯定的な回答が多くなっています。

また、男女の差が大きいものとしては、「子どもにいい影響を与える」は女性が高い(21.5ポイント差)一方で、「家事・育児は、男性よりも女性の方が向いている」は男性が高く(18.0ポイント差)なっています。

図表13 男性が家事・育児を行うことのイメージ



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

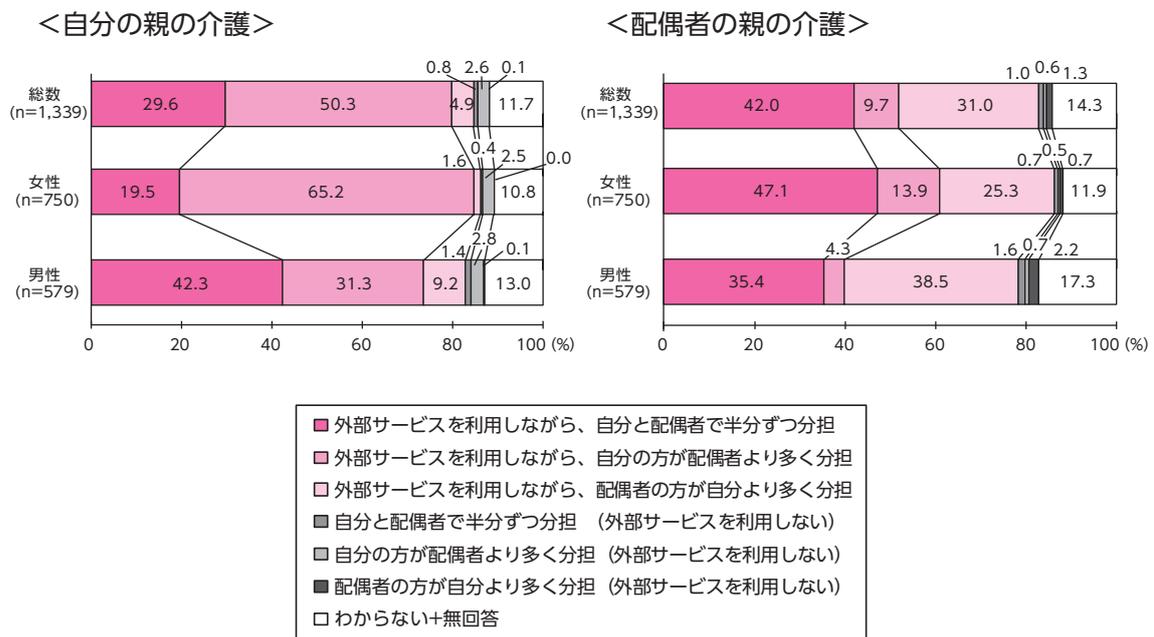
## ⑥親の介護における配偶者との分担

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、「親の介護における配偶者との分担」について、「自分の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分の方が配偶者より多く分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多くなっています。

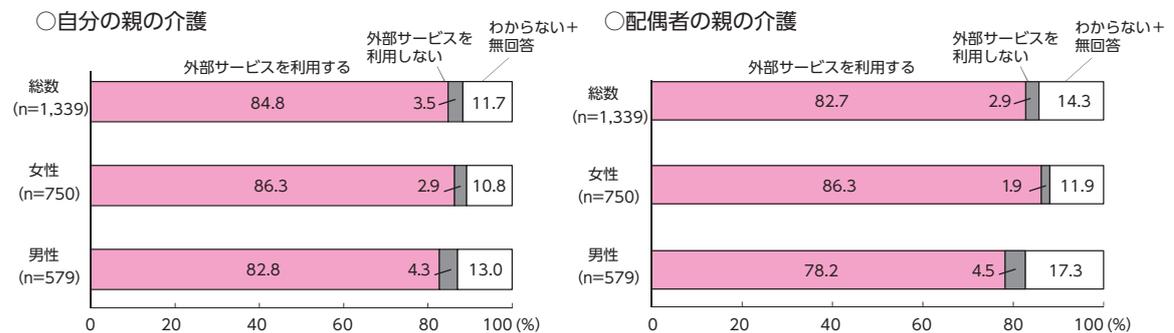
また、「配偶者の親の介護」の場合は、女性では「外部サービスを利用しながら、自分と配偶者で半分ずつ分担」が最も多く、男性では「外部サービスを利用しながら、配偶者の方が自分より多く分担」が最も多くなっています。

自分の親か配偶者の親かによって負担の大きさに対する意識の差がありますが、女性の方が介護に対する役割の意識が強くみられます。

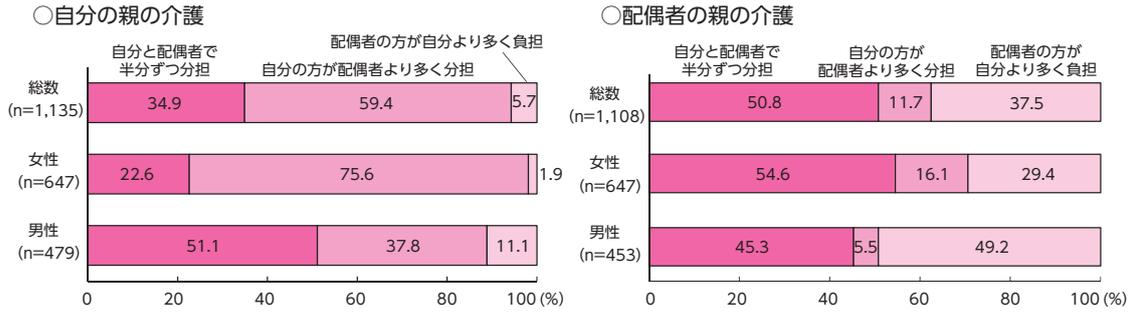
図表14 親の介護における配偶者との分担



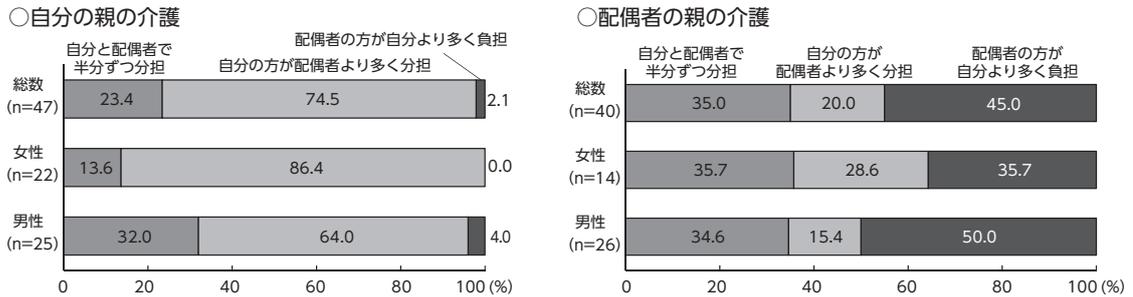
### <外部サービスの利用の有無について>



<外部サービスを利用する場合の分担>



<外部サービスを利用しない場合の分担>



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

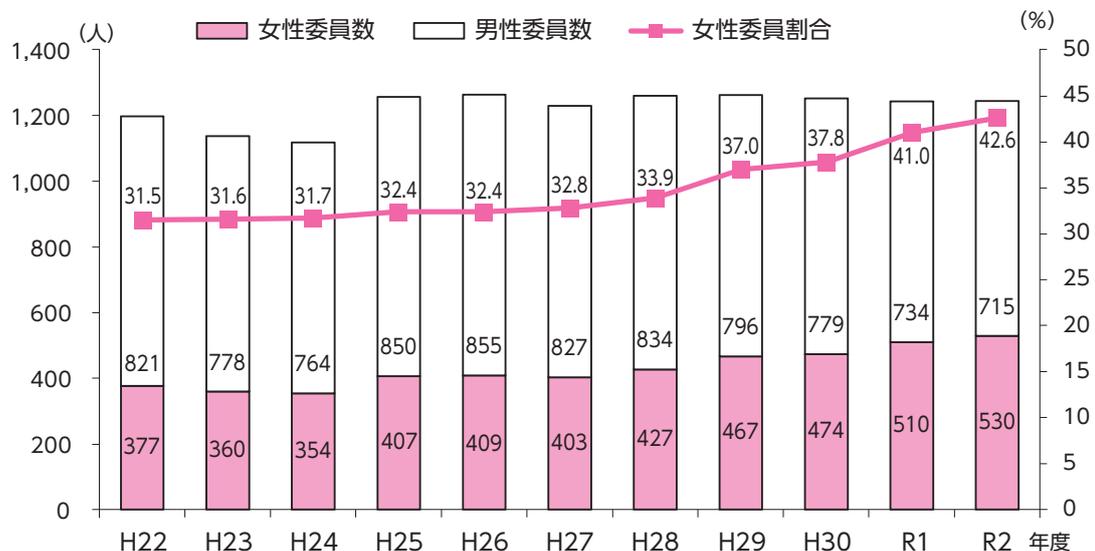
(2) 方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大

① 行政における女性の参画状況

県の審議会等における女性委員の割合は、着実に増加しており、令和2年時点で42.6%と4割を超えています。

また、現在すべての審議会等に女性委員が登用されています。

図表15 県の審議会等における女性委員の割合

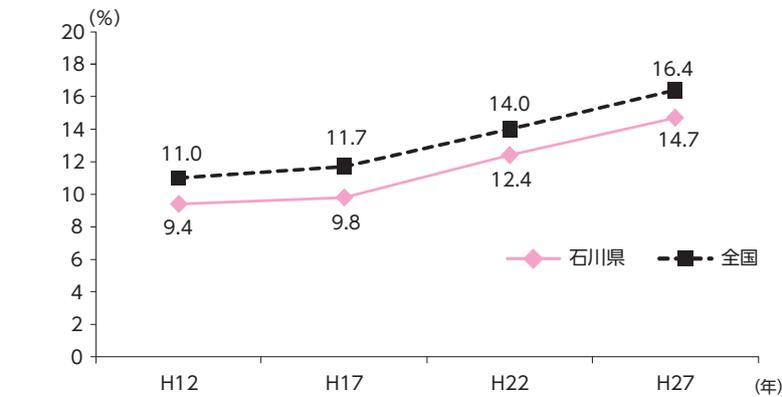


資料：県男女共同参画課

## ②職場における女性の参画状況

本県の管理職（会社役員、会社管理職員、管理的公務員等）に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの、依然として低い水準にとどまっています。

図表16 管理職に占める女性の割合（石川県・全国）



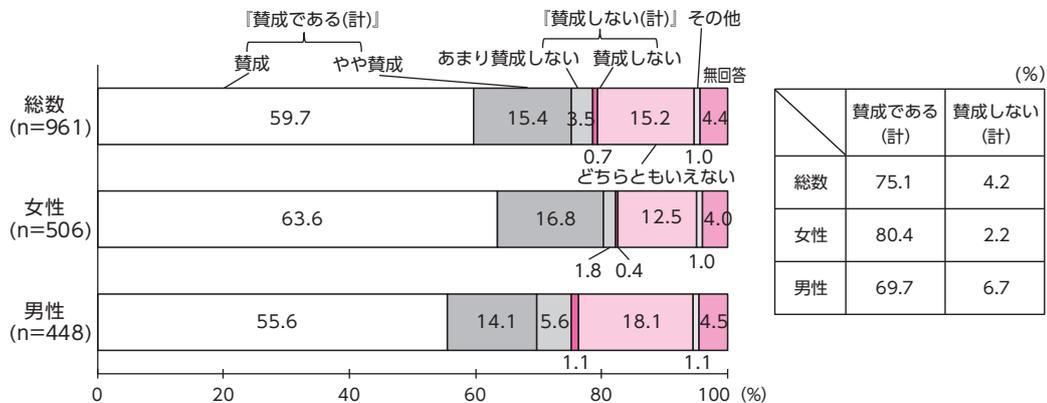
※このグラフにおける「管理職」とは、会社役員、会社管理職員、管理的公務員等を示す。

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

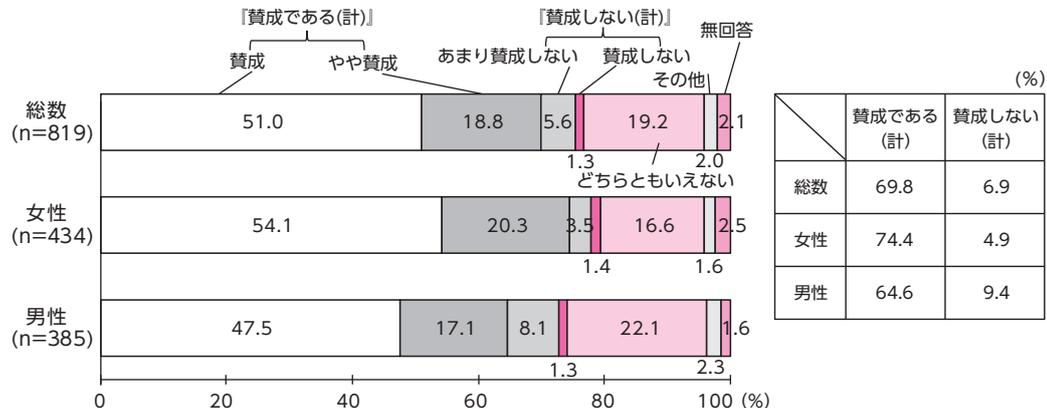
その一方で、「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、女性が管理職に昇進することについて、『賛成である』が令和2年度は平成27年度調査と比べ、5.3ポイント増加し7割を超えています。

図表17 女性が管理職に昇進することについて

<令和2年度調査>



<平成27年度調査>

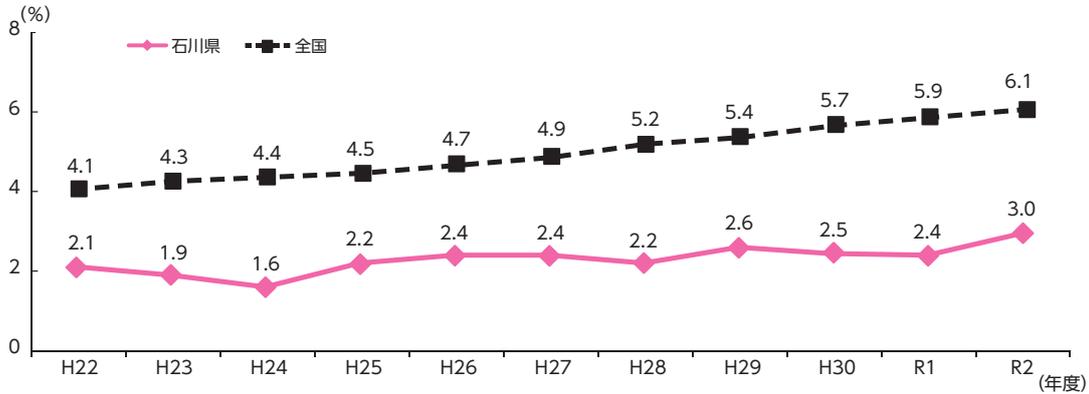


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

### ③地域における女性の参画状況

本県の自治会長における女性の割合は、全国より低い状況で推移しています。

図表18 自治会長における女性の割合（石川県・全国）



資料：県（男女共同参画課調べ）  
全国（内閣府調べ）

また、本県の女性防災士は着実に増加しています。

図表19 女性防災士の推移（石川県）



資料：県危機対策課

### ④農林漁業分野における女性の参画状況

農林漁業分野における男女共同参画を確立するためには、方針・立案決定の場への女性の参画や、仕事と生活の調和の促進が重要です。さまざまな取組の結果、家族経営協定締結数や農業委員の割合等に増加の傾向が見られます。

図表20 農林漁業分野の女性の参画（石川県）

(単位：戸、人、%)

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
家族経営協定締結数	197	207	215	241	248	257	262	267	273	274
起業者	152	153	153	138	125	120	116	130	134	134
認定農業者	89	85	81	81	80	82	87	83	87	88
漁業士	9	9	9	9	9	9	9	9	10	10
農業委員の割合	4.1	6.1	6.1	7.1	9.7	9.7	10.1	11.2	12.0	12.1

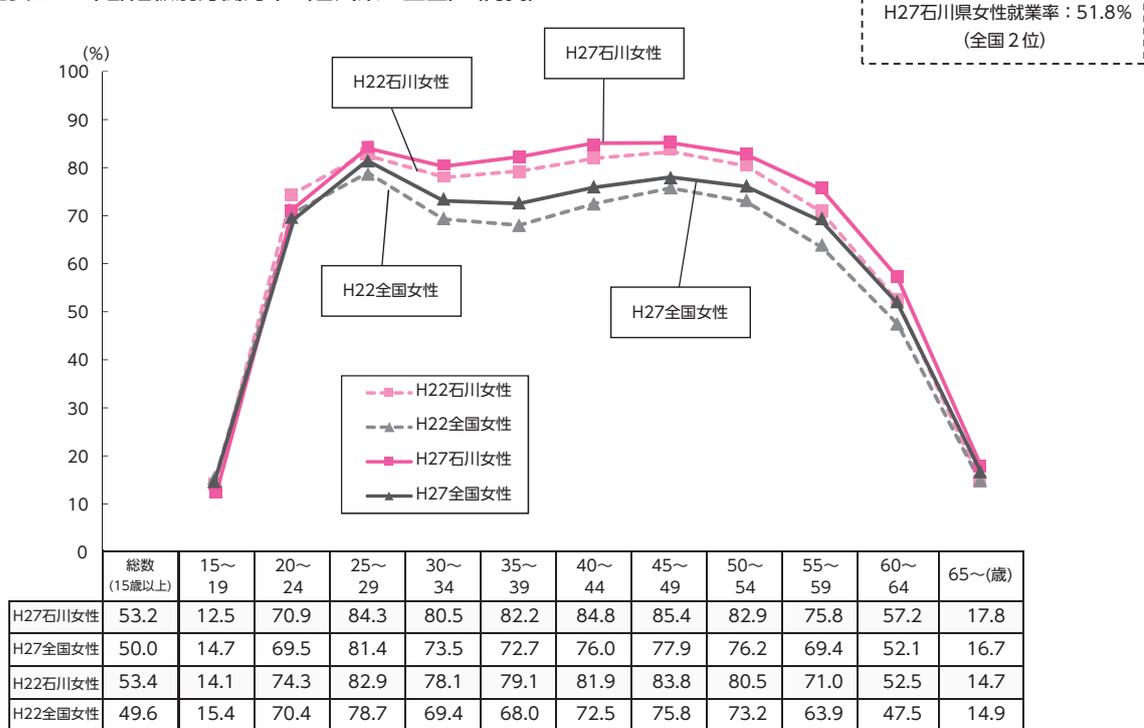
資料：県農業政策課、県水産課 各年度3月31日現在

### (3) 職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現

#### ① 女性の就業状況

本県では、保育サービスの充実など子育て支援や、再就職を希望する女性への就業支援を進めており、女性の就業率は平成27年国勢調査で全国2位となりました。特に、結婚から子育て世代の女性の就業率が全国よりも高くなっています。

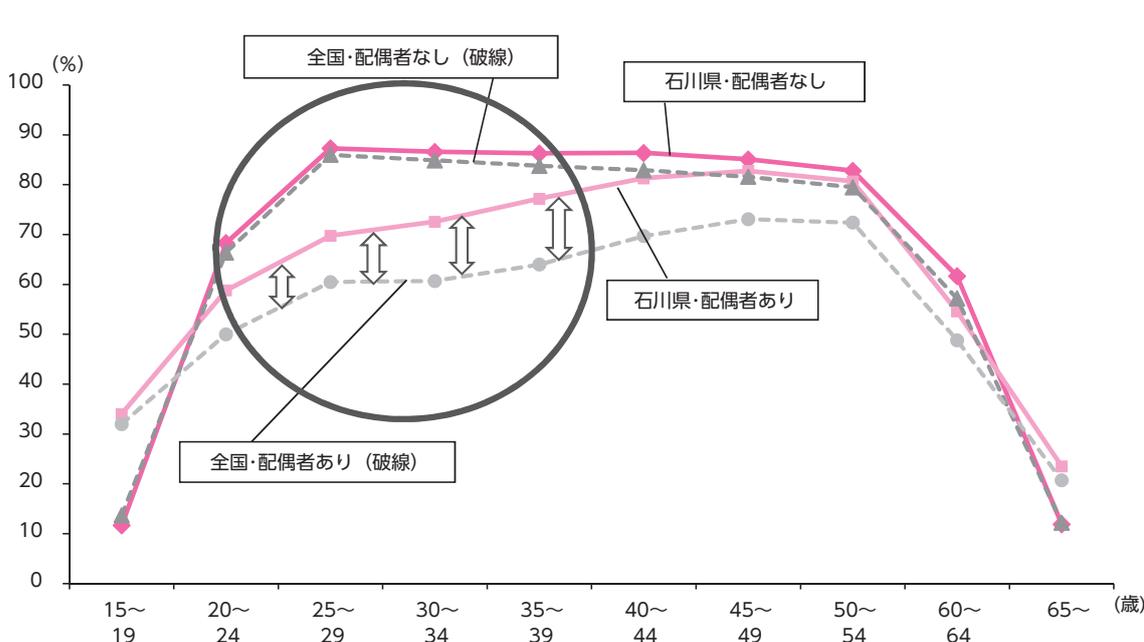
図表21 年齢階級別労働力率（石川県・全国）（再掲）



※「労働力率」：15歳以上に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合  
「就業率」：15歳以上人口に占める就業者の割合

資料：「国勢調査」（総務省統計局）

図表22 配偶関係別女性の年齢階級別就業率H27年（石川県・全国）



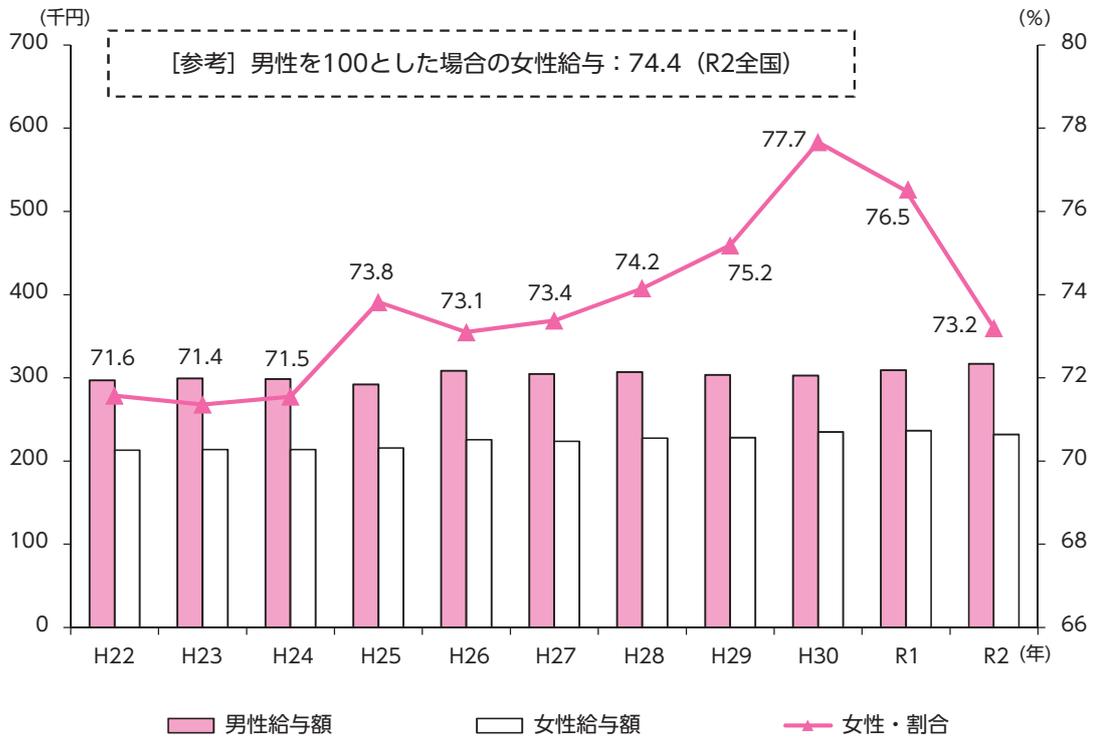
※このグラフにおける「配偶者なし」は、未婚、離別、死別を示す。

資料：「平成27年度国税調査」（総務省統計局）

## ②男女の給与の格差

一般労働者における男女の給与格差は、未だ解消には至っていません。

図表23 男女別所定内給与格差の推移（石川県）

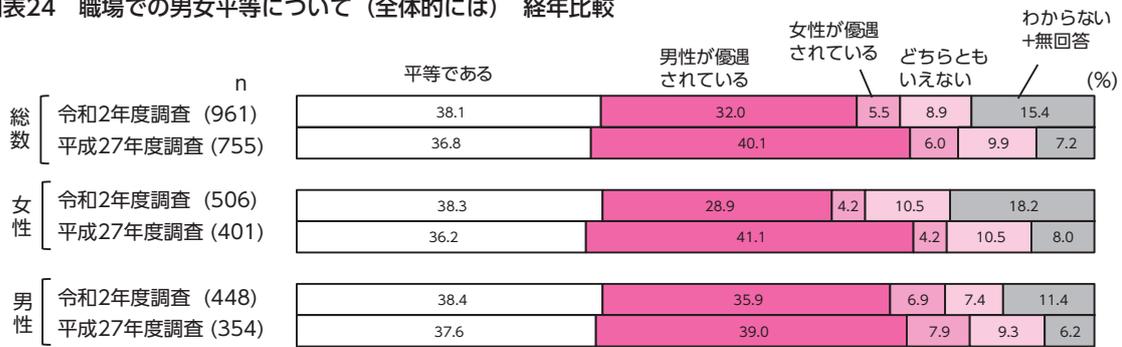


資料：「賃金構造基本統計調査」（厚生労働省）から算出  
 所定内給与額：時間外手当等を除いた所得税控除前の額  
 一般労働者：短時間労働者以外の労働者

### ③職場での平等感

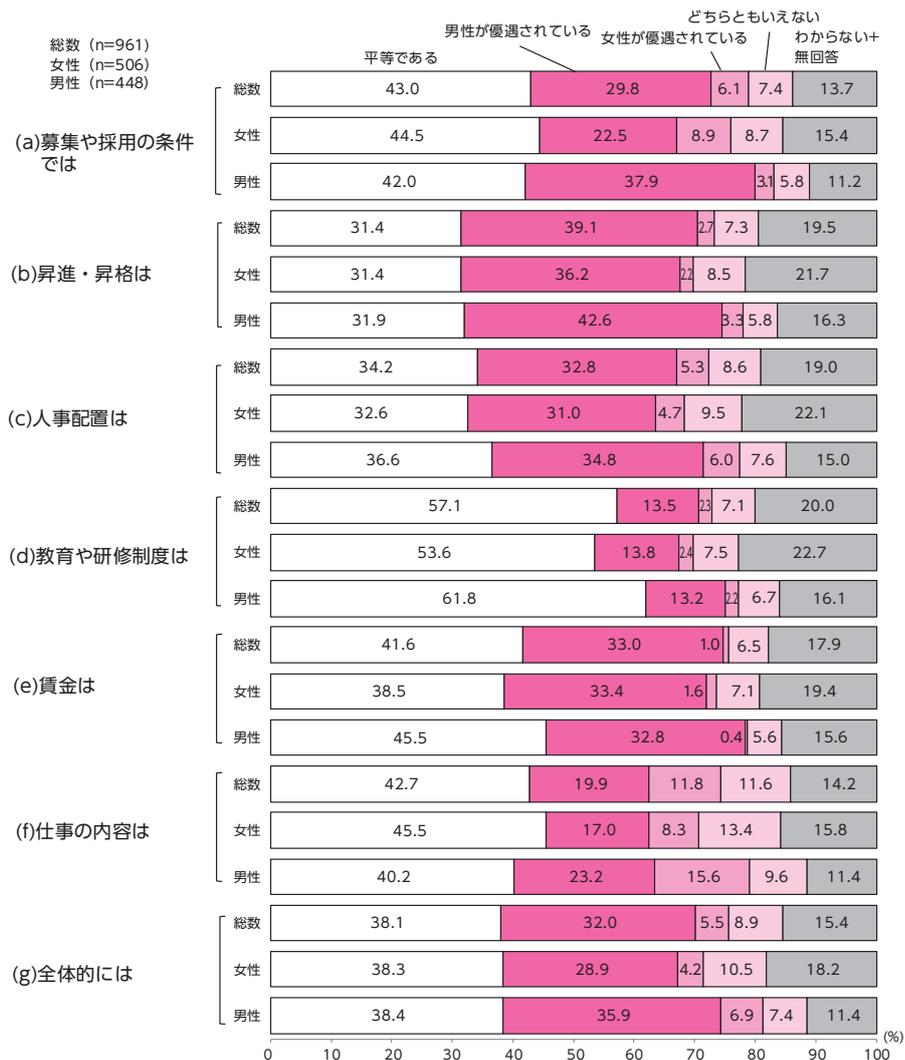
「男女共同参画に関する県民意識調査」によると、職場での男女平等について、「全体的には」の項目では「男性が優遇されている」が令和2年度は平成27年度調査と比べ、女性で12.2ポイント、男性で3.1ポイント減少しました。項目別には、男女とも「平等である」と回答した人が最も多いのは、(d) 教育や研修制度（女性53.6%、男性61.8%）となっています。一方、最も少ないのは (b) 昇進・昇格（女性31.4%、男性31.9%）となっています。

図表24 職場での男女平等について（全体的には） 経年比較



資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

図表25 職場での男女平等について（各項目）

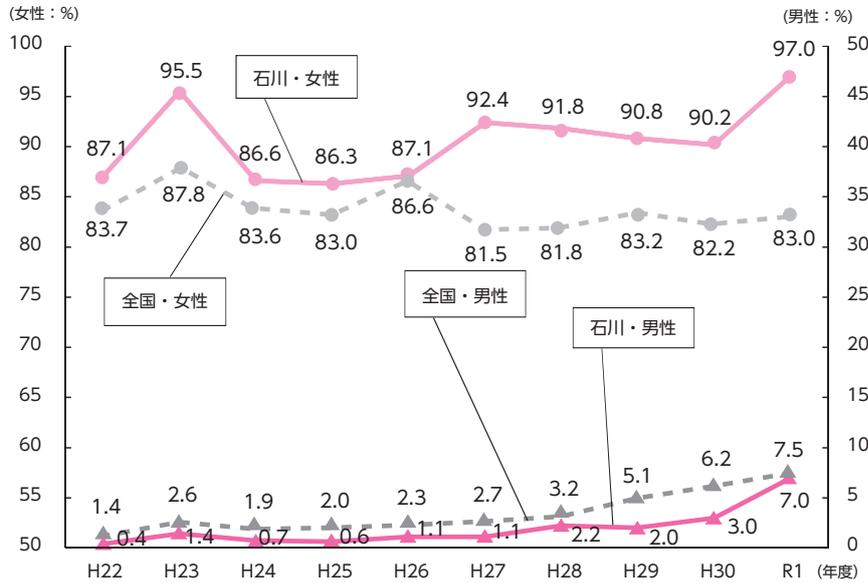


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

④ 育児休業の取得状況

本県の育児休業取得率について、女性は全国を上回っています。一方、男性は全国を下回っているものの近年増加傾向にあります。

図表26 育児休業取得率の推移（石川県・全国）



育児休業取得率

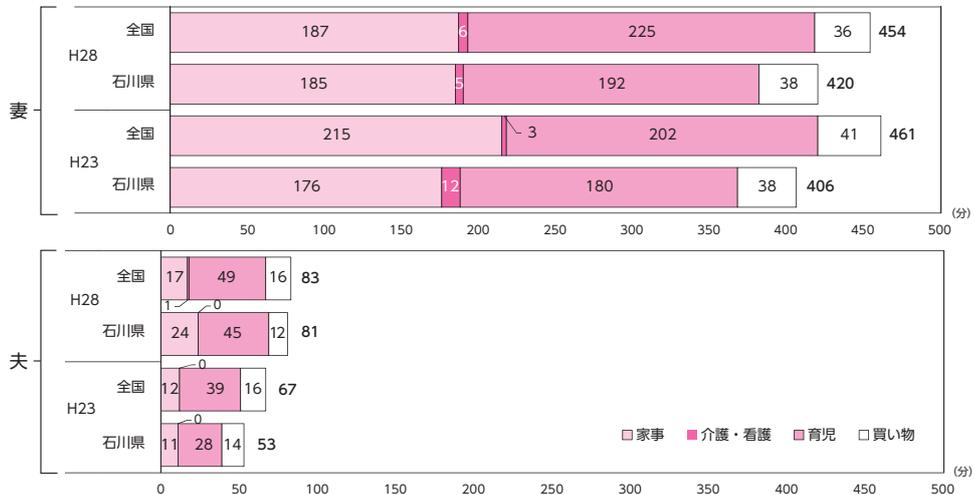
$$\text{全国} = \frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申し出をしている者を含む）の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}} \times 100$$

$$\text{石川県} = \frac{\text{出産者のうち、調査前年度末までの間に育児休業を開始した者の数}}{\text{調査前年度1年間の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数}} \times 100$$

資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」、石川県「賃金等労働条件実態調査」（労働企画課）  
各年度：調査年度、調査時点：全国10/1現在 県7/31現在  
※全国のH23の取得率は、岩手県、宮城県、及び福島県を除く全国の結果

また、本県における6歳未満の子どもを持つ夫の1日あたりの家事関連時間は81分で、妻の420分に比べて短い状況となっています。

図表27 6歳未満の子どもを持つ妻・夫の1日当たり家事関連時間（石川県・全国）



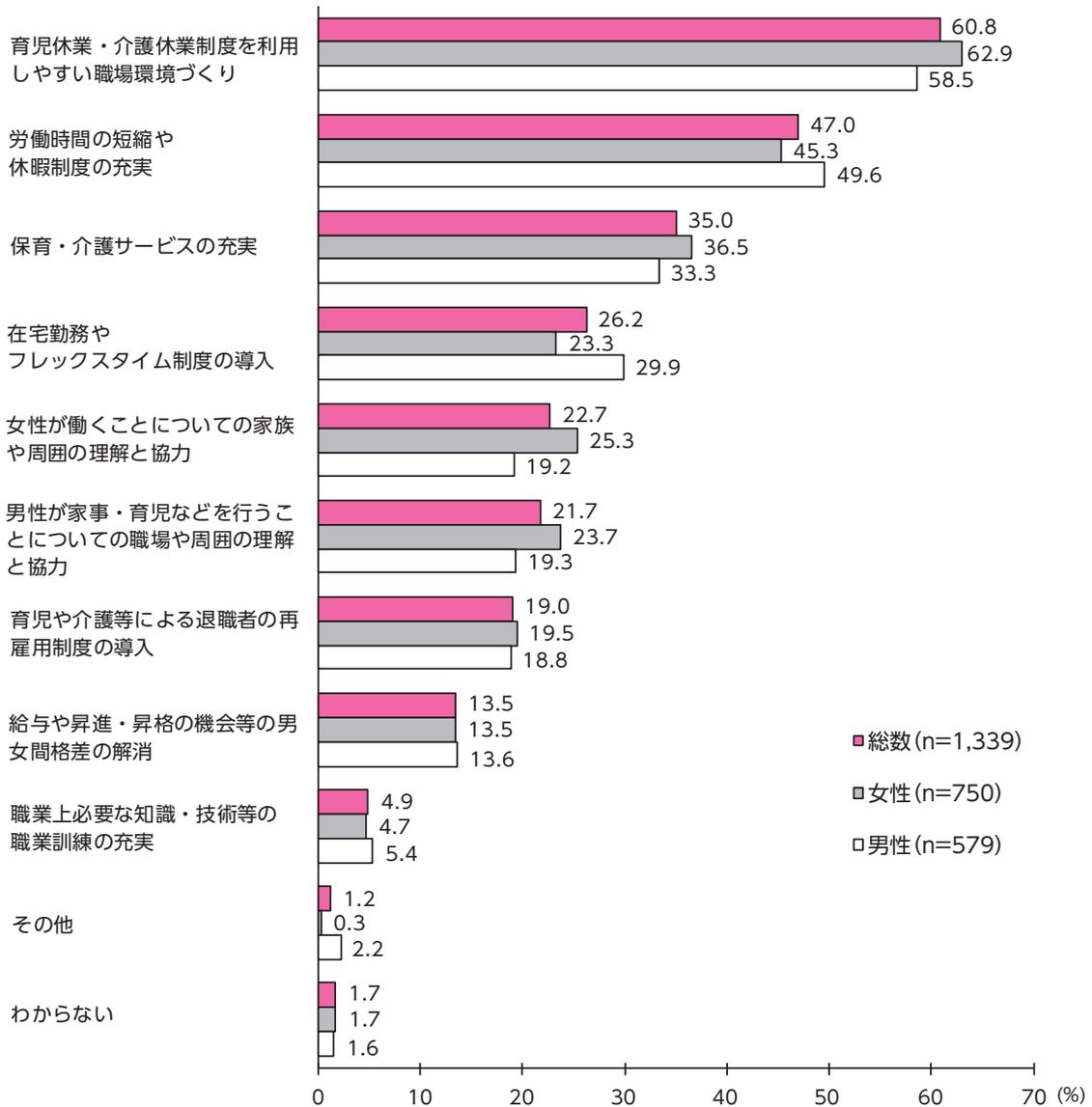
資料：「平成28年社会生活基本調査」（総務省）

### ⑤男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）によると、「男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」として、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」（60.8%）が最も高くなっており、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の充実」（47.0%）、「保育・介護サービスの充実」（35.0%）の順になっています。

男女の比較では、女性は「女性が働くことについての家族や周囲の理解と協力」（女性25.3%、男性19.2%）などの周囲の協力や理解を求める項目で、男性は「在宅勤務やフレックスタイム制度の導入」（女性23.3%、男性29.9%）などの制度の導入や充実などの項目で上回っています。

図表28 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと



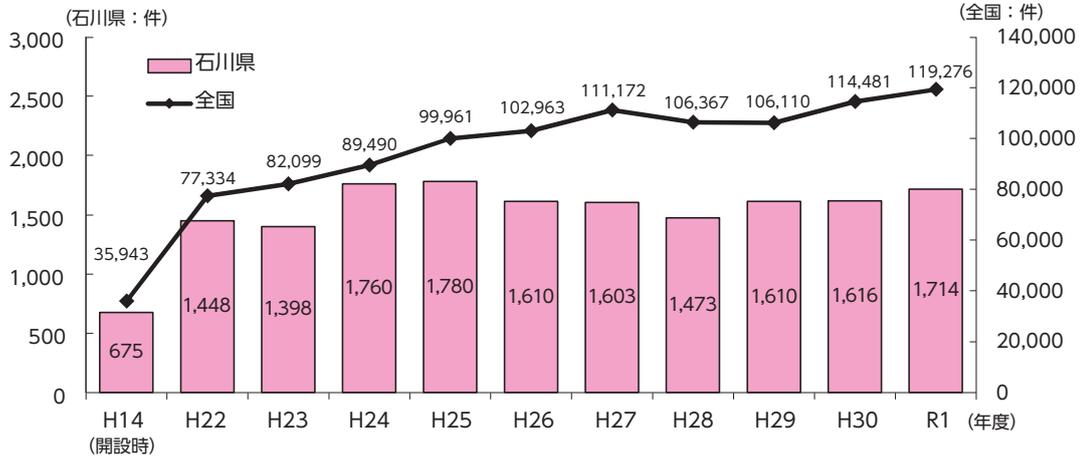
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

## (4) 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

### ① 配偶者等からの暴力の被害者支援の状況

配偶者等からの暴力防止の取組については、法制度の整備や啓発等が進められて社会的な認知が進んだことにより、相談件数も増加傾向にあります。県では、平成14年に石川県女性相談支援センターを設置し、相談から、保護・自立支援までの総合的な被害者支援を行っています。

図表29 配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数の推移（石川県・全国）（再掲）



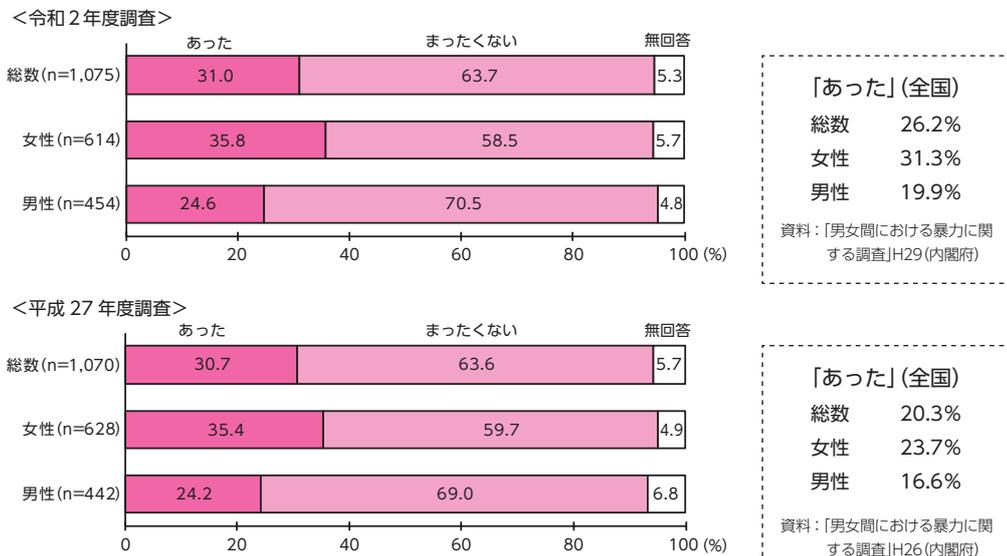
※金沢市配偶者暴力相談支援センター（H22設置）を含む

資料：県（男女共同参画課調べ）  
全国（内閣府調べ）

## ②配偶者等からの暴力の被害経験について

「男女共同参画に関する県民意識調査」では、配偶者からの暴力について、これまで何らかの被害経験があった人は1,075人中333人で、女性は約3人に1人（35.8%）、男性は約4人に1人（24.6%）となっており、令和2年度は平成27年度調査と男女とも同程度となっています。

図表30 配偶者からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）

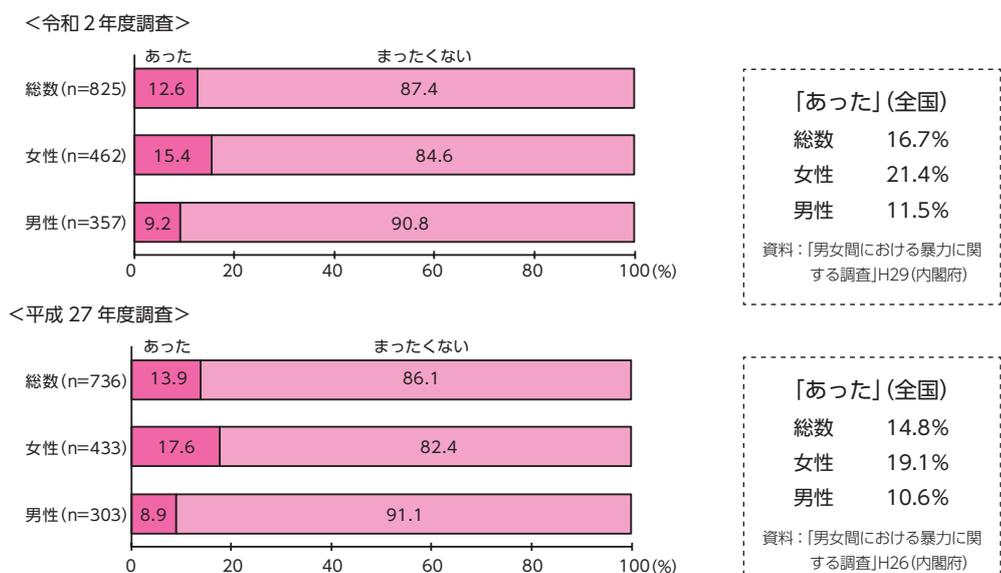


※「あった」は、調査票選択肢の「何度もあった」と「1、2度あった」を合計したもの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

交際相手からの暴力については、回答のあった825人のうち、これまで何らかの被害経験があった人は、女性は約6人に1人（15.4%）、男性は約11人に1人（9.2%）となっており、令和2年度は平成27年度調査に比べて女性は減少し、男性は同程度となっています。

図表31 交際相手からの暴力の被害経験（「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれか1つでも受けたことがあるかについて）



※本図表は、当該設問に回答があったもののみを集計して算出。

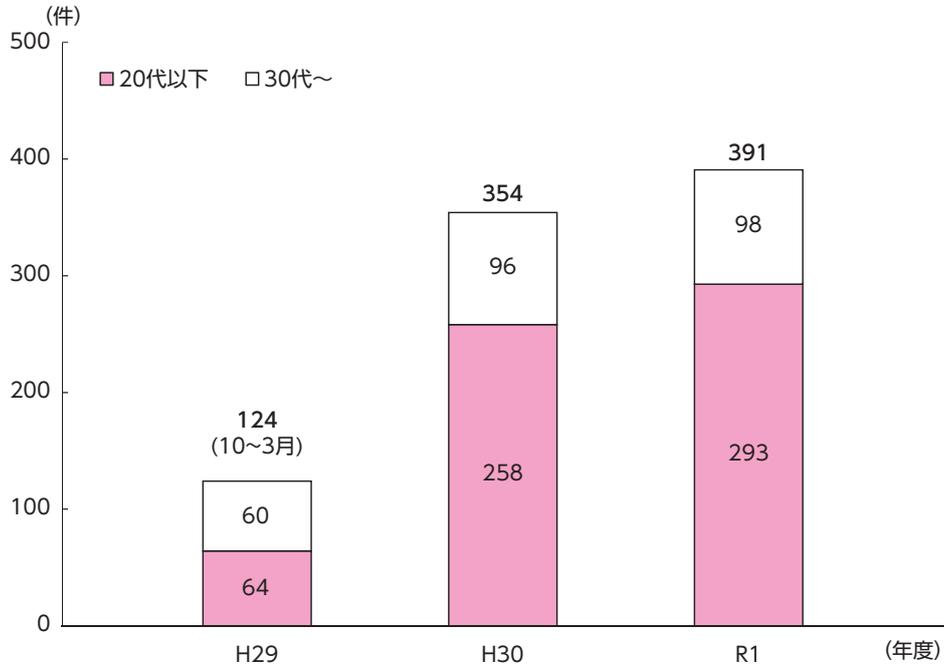
「あった」は、調査票選択肢の「10～20歳代にあった」と「30歳代以上にあった」及びその双方の選択を合計したもの。

資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」

### ③性暴力被害者支援の状況

県では、平成29年10月に「いしかわ性暴力被害者支援センター（パープルサポートいしかわ）」を開設し、被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで相談をはじめとする必要な支援をコーディネートするとともに、被害者の心情に配慮しながら性暴力被害の潜在化防止に取り組んでいます。

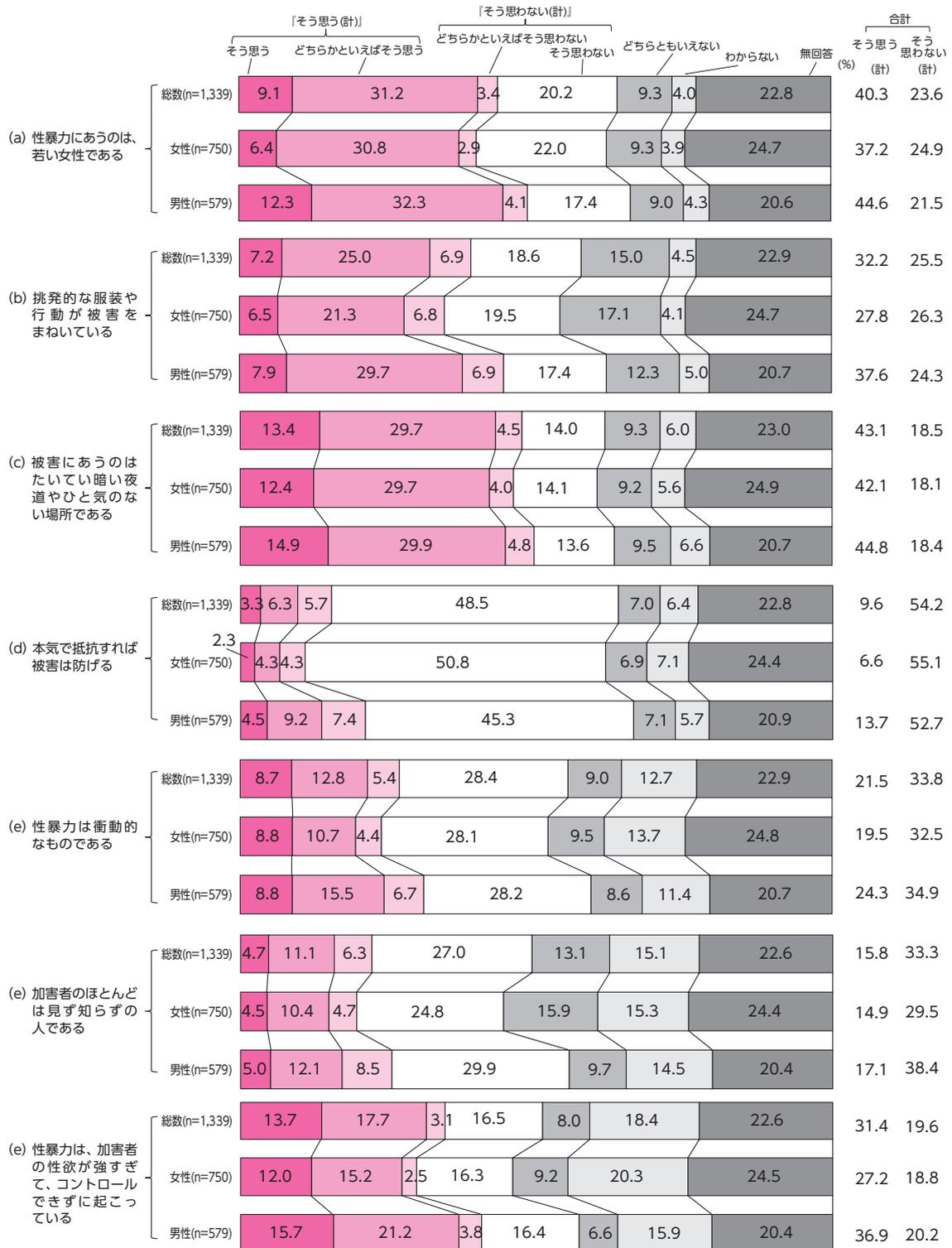
図表32 パープルサポートいしかわへの相談件数の推移（再掲）



資料：県男女共同参画課

「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）では、性暴力被害に関するイメージで自分の考えに近いものとして、『そう思う』の割合が多かったのは、「被害にあうのはたいてい暗い夜道やひと気のない場所である」（43.1%）、「性暴力にあうのは、若い女性である」（40.3%）となっています。

図表33 性暴力被害に関するイメージ

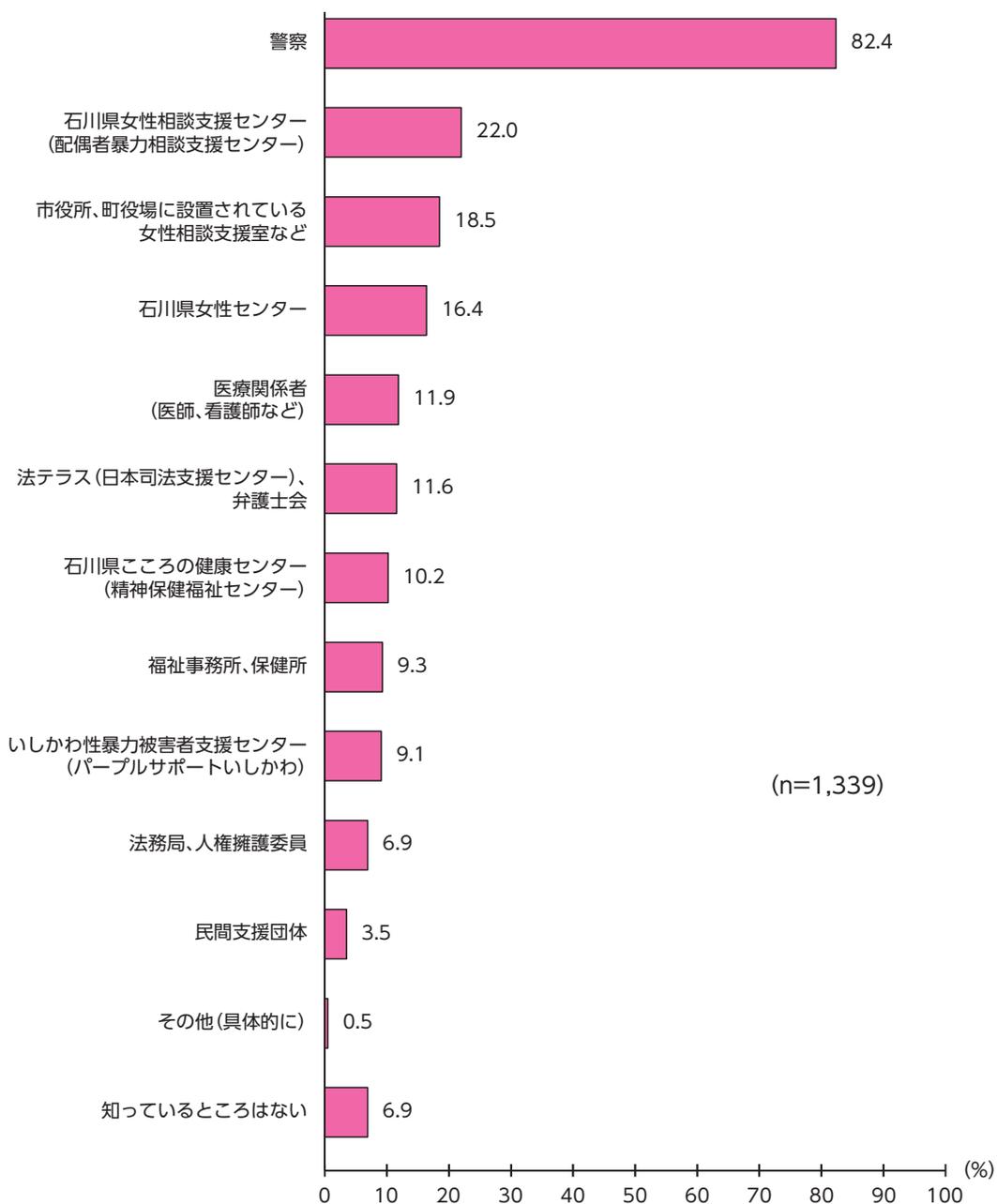


資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」（令和2年度）

④DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者について

「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)では、DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者で既に知っていたものについて、「警察」(82.4%)が最も多く、次いで「石川県女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)」(22.0%)、「市役所、町役場に設置されている女性相談支援室など」(18.5%)の順となっています。

図表34 DVや性暴力を受けたときに相談できる機関・関係者の周知状況



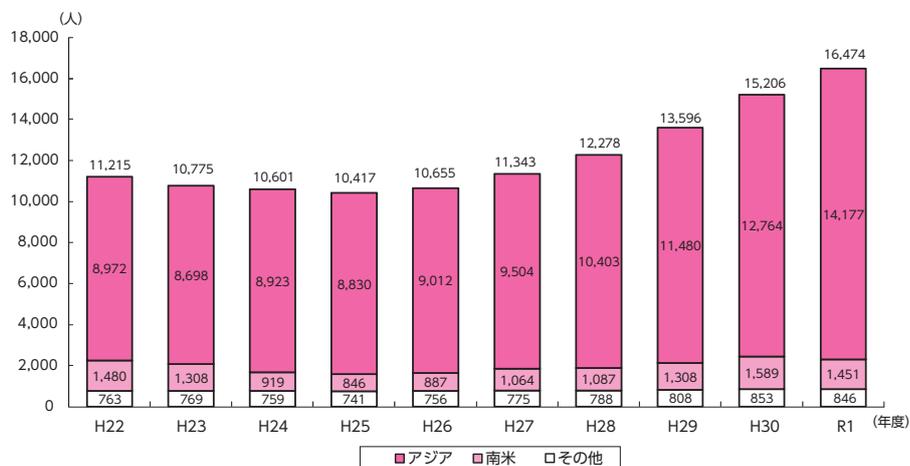
資料：「男女共同参画に関する県民意識調査」(令和2年度)

## (5) 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

### ① 石川県の国際化の現状

本県の外国人住民数は約16,500人であり、外国人留学生数は約2,000人となっています。また、国際結婚では、妻が外国人という組み合わせが多くなっています。

図表35 外国人住民数の推移（石川県）



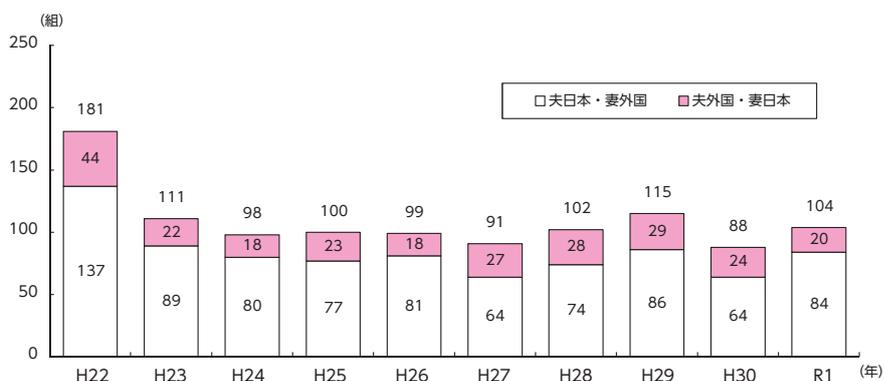
※H23までは外国人登録者数 H24以降は住民基本台帳上の外国人住民登録者数 資料：県国際交流課

図表36 外国人留学生数の推移（石川県）



※高等教育機関への留学生のみ H24までは7/1現在、H25以降は5/1現在 資料：県国際交流課

図表37 国際結婚の動向（石川県）

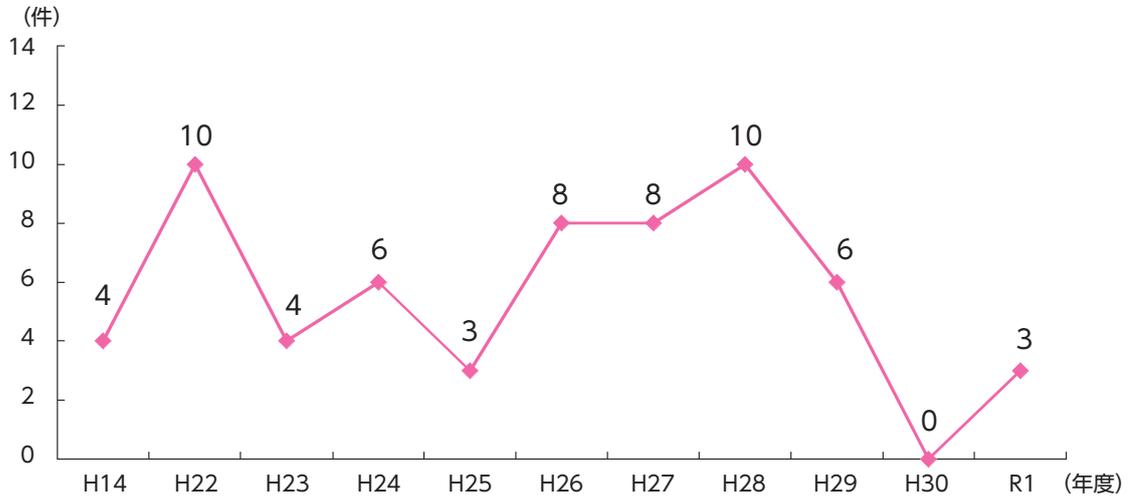


資料：「人口動態統計調査」（厚生労働省）

②配偶者等からの暴力における外国人被害者の相談・一時保護状況

本県在住の外国人が、配偶者等からの暴力の被害者になっているケースがあります。相談機関がわからないことなどから被害が潜在化しないよう、被害者に相談窓口や支援の情報が適切に届くようにする必要があります。

図表38 配偶者等からの暴力の外国人被害者相談件数  
(県女性相談支援センターにおける面接相談)



出身国：フィリピン、韓国、ロシア、中国等

資料：県男女共同参画課

図表39 外国人被害者の一時保護件数 (石川県)

年度	H14	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
配偶者等からの暴力	2	3	2	4	2	0	2	2	1	0	1
その他	1	0	2	1	1	0	0	0	0	1	0
合計	3	3	4	5	3	0	2	2	1	1	1

資料：県男女共同参画課